

令和 7 年度刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借に係る入札説明書

令和 7 年 1 1 月 1 2 日

刈谷市生活安全部くらし安心課

目 次

1	入札の流れ	・ ・ ・ ・ ・	1
2	賃貸借物件	・ ・ ・ ・ ・	3
3	賃貸借内容	・ ・ ・ ・ ・	3
4	入札参加資格	・ ・ ・ ・ ・	3
5	参加申込	・ ・ ・ ・ ・	4
6	質問	・ ・ ・ ・ ・	6
7	入札	・ ・ ・ ・ ・	6
8	開札	・ ・ ・ ・ ・	8
9	落札者の決定	・ ・ ・ ・ ・	8
1 0	契約の締結	・ ・ ・ ・ ・	8
1 1	支払方法	・ ・ ・ ・ ・	9
1 2	問い合わせ先	・ ・ ・ ・ ・	9

1 入札の流れ

◆ 入札説明書等の配布

令和7年11月12日（水）から令和7年11月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

刈谷市役所くらし安心課窓口（3階）で配布するほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。

※郵送での請求・配布は行っておりません。



◆ 入札参加申込書の提出と「あいち電子調達共同システム（物品等）」の申請

令和7年11月12日（水）から令和7年11月25日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

入札参加希望者は、参加申込書等の必要書類をくらし安心課まで直接持参してください。また、入札日前日（日曜日及び土曜日を除く。）の令和7年11月26日（水）までに「あいち電子調達共同システム（物品等）」に申請・名簿登載を行ってください。各期限までに提出・名簿登載のない方は、入札に参加できません。



◆ 質疑応答

令和7年11月18日（火）午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

入札に関して質問のある方は、質問書をくらし安心課まで提出してください。

回答は、随時くらし安心課及び刈谷市ホームページにて公開します。

※持参又は電子メール以外の提出方法は受け付けておりません。



◆ 入札の実施

日時 令和7年11月27日（木）午前11時00分

場所 刈谷市役所3階 301会議室

入札書に必要事項を記入・押印して持参してください。郵送による入札は行いません。



◆ 落札候補者の決定

入札終了後、直ちに開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低の価格の入札をした方を落札候補者とします。



◆ 落札者の決定・通知と契約締結

入札参加資格を確認後、落札された方に落札者決定通知を送送します。

また、令和7年12月3日（水）までに契約締結をしていただきます。

契約期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までです。



◆ 街頭防犯カメラ機器等の設置

本市が特に認めた場合を除き、設置工事は契約期間までに行ってください。



◆ 賃貸借料の支払い

賃貸借料は、賃貸借期間開始から支払いが発生し、後払いで賃貸人から適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。また、契約時に定める特約条項により年度ごとの支払い額を記載し、請求は1年あたり12回を超えることができない。なお、請求する金額に100円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り捨てて請求するものとし、賃貸借期間の初回の請求で調整する。

2 賃貸借物件

(1) 街頭防犯カメラ機器等 1 方向撮影型 1 2 台

(2) 告知板 1 2 枚

上記の取付けに伴う、配線・取付金具等を含むものとします。

3 賃貸借内容

別紙「刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書」に記載のとおりとします。

4 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者であること。

(2) 過去3年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当したことがない者であること。

(3) 法人にあつては愛知県内に本店、支店、営業所等を有し、個人にあつては愛知県内で事業を営んでいること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 公告日から落札決定までの間、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）に基づく入札参加資格停止処分を受けていない者であること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められる法人等（法

人又は個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力又は暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団、暴力団員等若しくは暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

カ 役員等又は使用人が、本項第6号ア～オのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる法人等

キ 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けている法人等

（7）国税、県税又は市町村税を滞納している者でないこと。

（8）過去10年間（当該年度含まず）に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注の1契約で10台以上の防犯カメラの設置及び賃貸借業務で、元請としての契約実績（現在賃貸借期間中のものも含む）を有する者であり、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証取得組織又は、プライバシーマーク付与事業者であること。

（9）入札日の前日（日曜日及び土曜日を除く。）までに、「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登録されていること。

5 参加申込

（1）参加申込

入札公告、入札説明書、仕様書等を十分に理解した上で入札の参加申込をしてください。

ア 申込期間

令和7年11月12日（水）から令和7年11月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

イ 申込時間

午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 申込場所

刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市役所3階 暮らし安心課

エ 申込方法

持参に限ります。

※事前に持参する日時を連絡すること。

オ 申込書類

（ア）制限付一般競争入札参加申込書（様式1）

（イ）誓約書（様式2）

（ウ）過去10年間（当該年度含まず）に、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）に1契約で10台以上の発注の防犯カメラの設置及び賃貸借した実績（現在賃貸借期間のものも含む）を証明する契約書等の写し

（2）「あいち電子調達共同システム（物品等）」の申請

入札日の前日（日曜日及び土曜日を除く。）までに必ず「あいち電子調達共同システム（物品等）」に名簿登載されるよう、申請・書類提出等を行ってください。

ア 名簿登載期限

令和7年11月26日（水）まで

イ URL

「あいち電子調達共同システム（物品等）」

<http://www.buppin.e->

[aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDisplayForPub](http://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDisplayForPub)

ウ 申請等

「【資料】「あいち電子調達共同システム（物品等）」申請の手引き」を確認

し、申請してください。

エ 問い合わせ先

(ア) システム操作等に関する質問

あいち電子調達共同システム（物品等）ヘルプデスク

電 話 0 1 2 0 - 5 1 1 - 2 7 0

受付時間 午前 9 時～午後 5 時

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

(イ) 入力内容・提出書類等に関する質問

刈谷市 契約検査課

電 話 0 5 6 6 - 6 2 - 1 0 0 3

受付時間 午前 9 時～午後 5 時

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

6 質問

入札説明書等に関して質問がある場合は、質問書（様式 3）を提出してください。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火） 午後 5 時 1 5 分まで

(2) 提出場所

刈谷市役所 3 階 くらし安心課

(3) 提出方法

持参又は電子メール（kurashi@city.kariya.lg.jp）に限ります。

※持参する場合は、事前に日時を連絡すること。

(4) 提出書類

質問書（様式 3）

(5) 回答方法

回答は、随時くらし安心課及び刈谷市ホームページにて公開します。

7 入札

(1) 入札日時

令和 7 年 1 1 月 2 7 日（木） 午前 1 1 時 0 0 分

(2) 入札場所

刈谷市役所 3 階 301 会議室

(3) 入札書

ア 指定の入札書（様式 4）を使用すること。

イ 提出した入札書は、書き換え若しくは引き換え又は撤回できません。

ウ 入札書の金額記入欄において使用する文字は、アラビア数字とし、最初の数字の前に「金」を付けること。

エ 入札書に記載する金額は、設置台数分の総額とすること。

オ 落札候補者の決定は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（5 年分の総額）を入札書に記載すること。

カ 入札は、入札書（様式 4）を封筒に入れ封印し、件名、設置場所、入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に記載すること。

キ 入札書及び封筒は、ボールペン又は万年筆を使用して（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンは使用不可）明確かつ明瞭に記載し、鮮明に押印すること。

ク 上記ア～キに違反する入札及び入札公告中の「8 入札の無効に関する事項」に該当する入札は、無効とします。

＜封筒記入例＞ 表

件 名	刈谷市街頭防犯カメラ機器等 賃貸借
設置場所	刈谷市井ヶ谷町地内ほか

裏

印	印	印
〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇		

(4) 入札の辞退

制限付一般競争入札参加申込書を提出した方で、入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 5）を刈谷市ホームページからダウンロードし、必要事項を記

載の上、入札日の前日（日曜日及び土曜日を除く。）までにくらし安心課まで提出してください。

（５）入札の中止

あらかじめ不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。その場合、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、刈谷市は補償の責を負いません。

（６）入札保証金

刈谷市契約規則（昭和４０年規則第１０号）第１１条第２号の規定により全額免除とします。

８ 開札

（１）開札は、入札会場において入札の終了後直ちに入札者の面前で行います。

なお、開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行います。

（２）開札の結果、入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、落札候補者の次に低価格で入札した者を次順位者とし、入札参加資格の確認が終了するまで落札を保留にします。

（３）上記に記載のない事項については、刈谷市工事関係入札心得書（昭和５４年４月１日施行）によるものとします。

９ 落札者の決定

（１）提出された書類の審査を行い、落札候補者が必要な資格を満たしていると認められる場合は、落札者として決定します。

（２）入札結果については、落札者の決定後、入札者数、落札者名、落札金額を刈谷市ホームページで公表します。

１０ 契約の締結

（１）契約締結期限

令和７年１２月３日（水）

（２）契約時の注意事項

ア 別紙契約書により、契約書を作成するものとします。

イ 契約の締結及び履行に関する費用は、すべて落札者の負担とします。

ウ 賃貸借契約は申込者名義で行います。

エ 落札者決定後、上記（１）の期限までに契約書を交わさない場合は、落札者決定を取り消す場合があります。

（３）契約保証金

刈谷市契約規則に基づいて納付するものとします。

１ １ 支払方法

刈谷市街頭防犯カメラ機器等賃貸借仕様書の「第八支払い方法」に従って支払うものとします。

１ ２ 問い合わせ先

〒４４８-８５０１

刈谷市東陽町１丁目１番地

刈谷市役所 ３階 くらし安心課

電話 ０５６６－６２－１０１０